

## 1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の変更について（行政相談）

## 2. 日時

令和4年9月20日（火）15時30分～17時00分

## 3. 場所

原子力規制庁 8階会議室（TV会議により実施）

## 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、内海安全審査官、

青木安全審査専門職

検査グループ 専門検査部門

永井主任原子力専門検査官

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他5名

## 5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社から、令和4年8月25日に実施した行政相談に引き続き、UF<sub>6</sub>シリンダに係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請の要否について、これまでの経緯や許可申請書の記載を整理した上で、再度の行政相談があった。

○原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

- ・既認可のUF<sub>6</sub>シリンダと同一仕様（仕様、構造に変更がないこと）であり、技術基準適合性に変更が生じない工事の場合は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「規則」という。）第3条の2第1項に定める工事（規則第3条の2の2第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事）に該当し、原子炉等規制法第16条の2第1項に規定する設工認を要する工事に該当しないことから、設工認申請は不要とする。
- ・今後、類似案件が生じた場合であって工事を実施する場合や設工認申請の取扱いで悩んだ場合は、随時その旨の行政相談をすること。

○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。

## 6. 配布資料

資料 1 : MSR-22-034 実入り UF<sub>6</sub> シリンダの受入れについて

以上